

確定申告書類作成記入例  
(国税庁HPより)

2024年2月  
同志社女子大学  
募金事務局

## 給与所得や年金所得のみの方の入力例をご紹介します。

※国税庁HP「確定申告等作成コーナー」（令和5年分ページ）より作成を開始してください。  
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

- ① 「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」、「印刷して提出」の中から希望する税務署への提出方法を選択してください。



- ② 推奨環境の事前確認・利用規約に同意して次へ  
③ 「令和5年分の申告書等の作成」



- ④ 次の画面で「次へ進む」をクリック

⑤ 申告する方の生年月日を入力し、申告内容に関する質問に回答し、「次へ進む」へ

申告書の作成をはじめの前に

トップ画面 > 届出準備 > 申告書の作成 > 申告書類の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和 年 月 日

入力した生年月日は、申告書への表示や控除額の計算に使用します。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ <small>年金収入がある場合は「はい」を選択してください。</small>	はい <input type="button" value="いいえ"/>
お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか？	はい <input type="button" value="いいえ"/>
勤務先で年末調整が済んでいますか？ <input checked="" type="checkbox"/> <a href="#">年末調整が済んでいるが確認する必要がある</a>	はい <input type="button" value="いいえ"/>
以下のいずれかの控除を受けますか？ <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金控除</li> <li>家賃控除 <small>ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を作成された方も「はい」を選択してください。</small></li> <li>雑損控除</li> <li>(特定増改築等) 住宅購入金等特別控除</li> <li>住宅ローン特別控除</li> <li>住宅特定貯蓄特別控除</li> <li>認定住宅特別控除特別控除</li> </ul>	はい <input type="button" value="いいえ"/>

前へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 運営環境 Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

⑥ 源泉徴収票の入力

「入力する」をクリックし、源泉徴収票に記載されている情報を入力してください。

入力内容の確認後、記載事項に間違いがなければ「次へ進む」へ  
 ※データで交付されている方はxmlデータからの読み込みが可能です。

源泉徴収票の入力

令和5年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

①支払金額  円

②給与所得控除後の金額  
入力不要です。  円

③所得控除の額の合計額  円

④源泉徴収税額  
2割を計算  円

キャンセル

⑦ 「収入金額・所得金額の入力」画面はそのまま「入力終了（次へ）」をクリック

⑧ 「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」行の「入力する」をクリック

- ⑨ 「寄附先から交付された証明書等の入力」画面で「入力する」をクリック
- ⑩ 「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除」画面の項目を入力



- ・ 「寄附年月日」には、お届けした寄附金領収書右上に記載された日付を入力
- ・ 「寄附金の種類」を選択
  - A 税額控除制度で申告する場合（当資料の5～7ページ参照）
    - 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択
  - B 所得控除制度で申告する場合（当資料の8～10ページ参照）
    - 「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択

一般的には  
こちらが有利

#### < A税額控除制度とB所得控除制度 共通入力事項 >

該当する行の前にある○をクリック（※2024年1月1日時点の住所地で選択）

- (1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金  
→ 京都府京都市及び木津川市、大阪府大阪市に在住の方が該当
- (2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金  
→ 京都府及び大阪府で(1)以外の市区町村に在住の方が該当
- (3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金  
→ 当募金では対象となる市区町村はございません。
- (4) 住所の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合  
→ 上記(1)～(3)にあてはまらない方が該当

- ・ 「支出した寄附金の金額」に寄附金領収証に記載の金額を入力
- ・ 「寄附先の住所地」に「京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地」と入力
- ・ 「寄附先の名称」に「学校法人同志社」と入力

## <入力例>A税額控除制度で申告する場合

① P4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書の入力

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

入力件数が多い場合の入力方法はこちら

寄附年月日

令和 5 年 12 月 5 日

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力時、種類の選択についてはこちら

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主所定番号より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方がご入力可能です。お持ちでない方は、「上記以外の寄附金控除等に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金。又は不明な場合  
条例で指定されているが不明な場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。  
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお電話、お問い合わせください。

別項はこちら

支出した寄附金

キャンセル 別の寄附金を入力する 同じ寄附金をもう1件入力する 入力内容の確認

② 別の寄附金がなければ「次へ進む」へ  
ふるさと納税等の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附金等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。【最大150件】  
※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附金の所在地 寄附金の名称	操作
令和5年12月5日	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000 円	東京都京都市上京区今出川通南丸薬入交差点 601 学校法人同志社	訂正 削除

別の寄附金を入力する

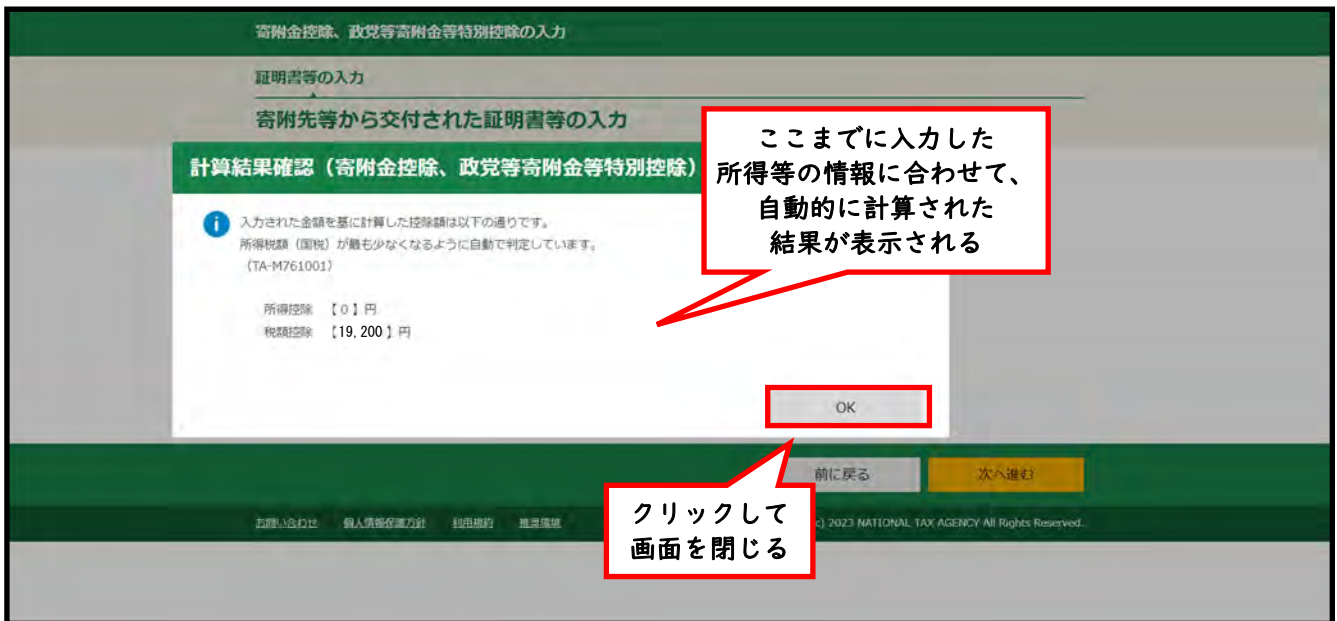
「」(拡張子が[.xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか?

前に戻る 次へ進む

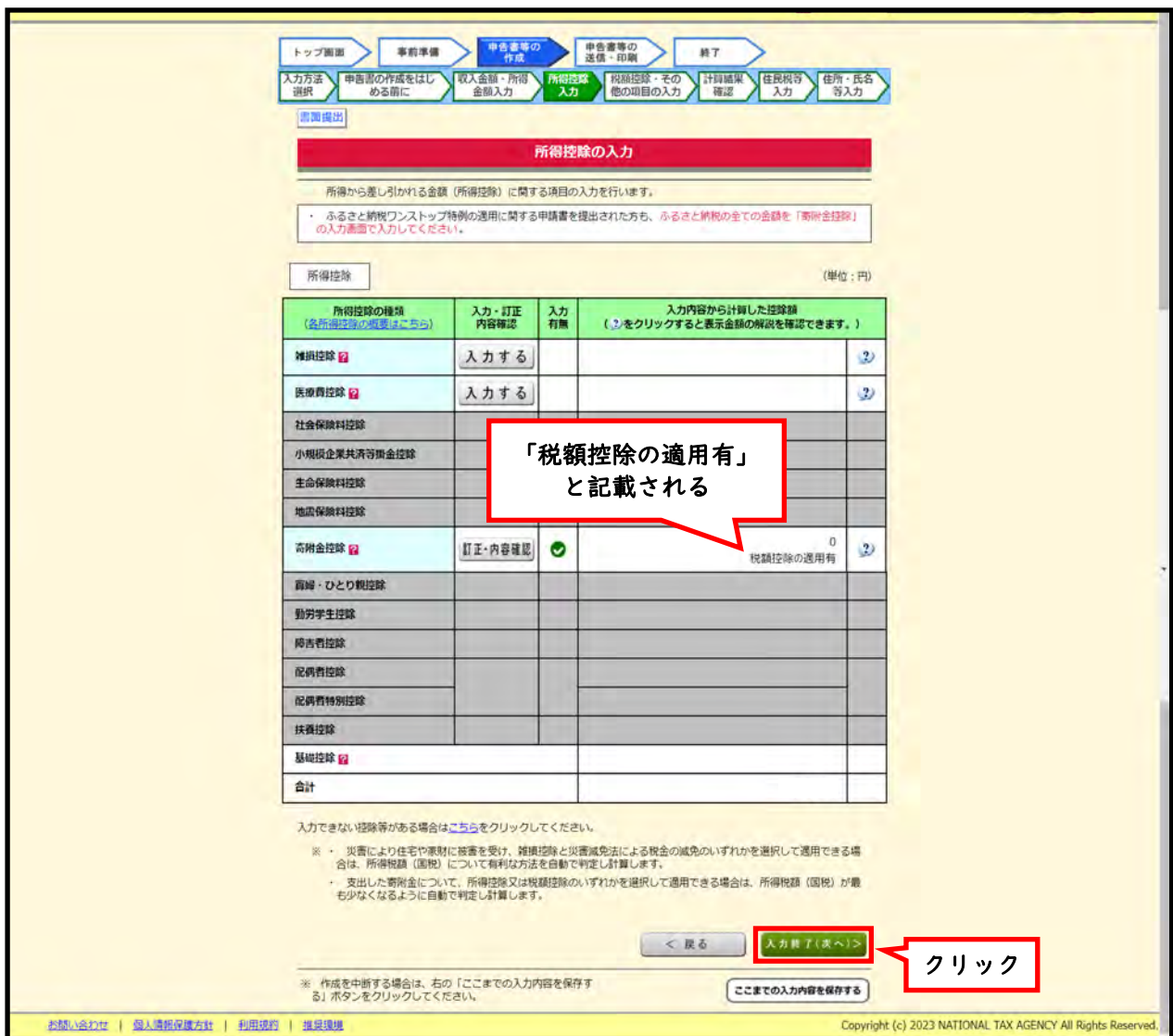
クリック



③税額控除額が表示されます。「次へ進む」へ



④寄附金控除欄に「税額控除の適用有」と表示されます。「入力終了（次へ）」へ



⑤ 政党等寄附金特別控除欄に控除額が反映されます。「入力終了（次へ）」へ

税額控除・その他の項目の入力

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (2から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	入力する		
政党等寄附金等特別控除	訂正・内容確認	●	19,200
住宅耐震改修特別控除			
住宅特定改修特別控除	入力		

(寄付金額-2,000円) × 40%が自動的に入る

⑥ 計算結果確認画面（この情報が「確定申告書」に反映されます）

計算結果確認

還付される金額は、**19,592 円**です。

最終的な還付金額が表示される

収入金額等		税金	
事業	区分 (ア)	課税される所得金額 ((12)-(29))又は第三表	(30)
	区分 (イ)	上の(30)に対する税額 又は第三表(93)	(31)
不動産	区分1 区分2 (ウ)	配当控除	(32)
配当	区分 (エ)	投資税額等控除	区分 (33)
	区分	(特定増改築等) 住宅借入金等	区分1 区分2 (34)

※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書書類台紙には「領収証」及び「税額控除に係る証明書」を他の提出書類と一緒に貼付してください。

<入力例>B所得控除制度で申告する場合

※P4までの情報は税額控除制度での申告と同様に入力してください。

① P4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」

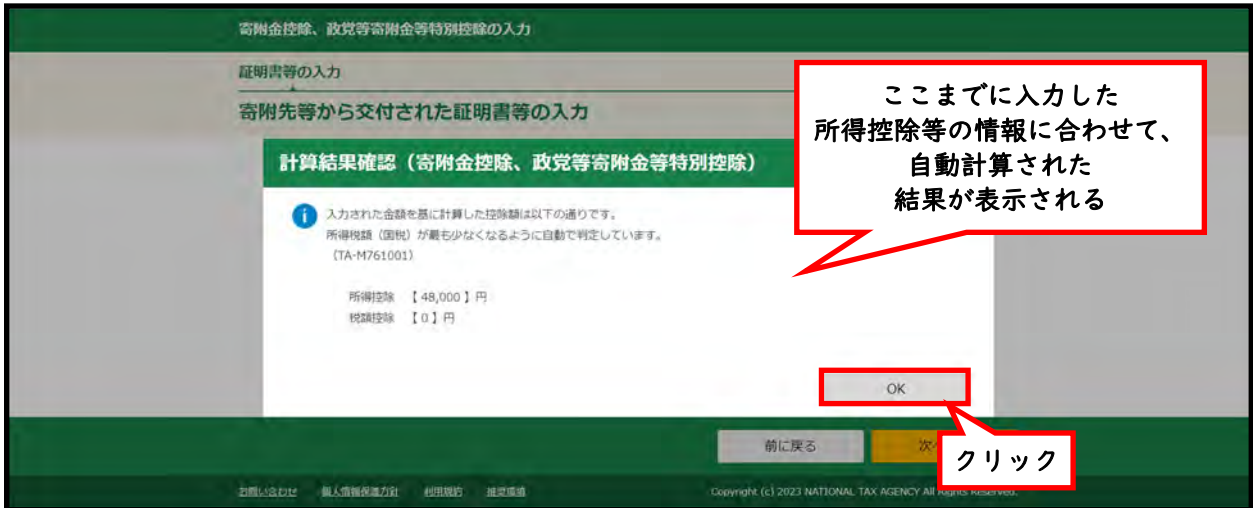
②別の寄附金がなければ「次へ進む」へ

ふるさと納税等他の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。

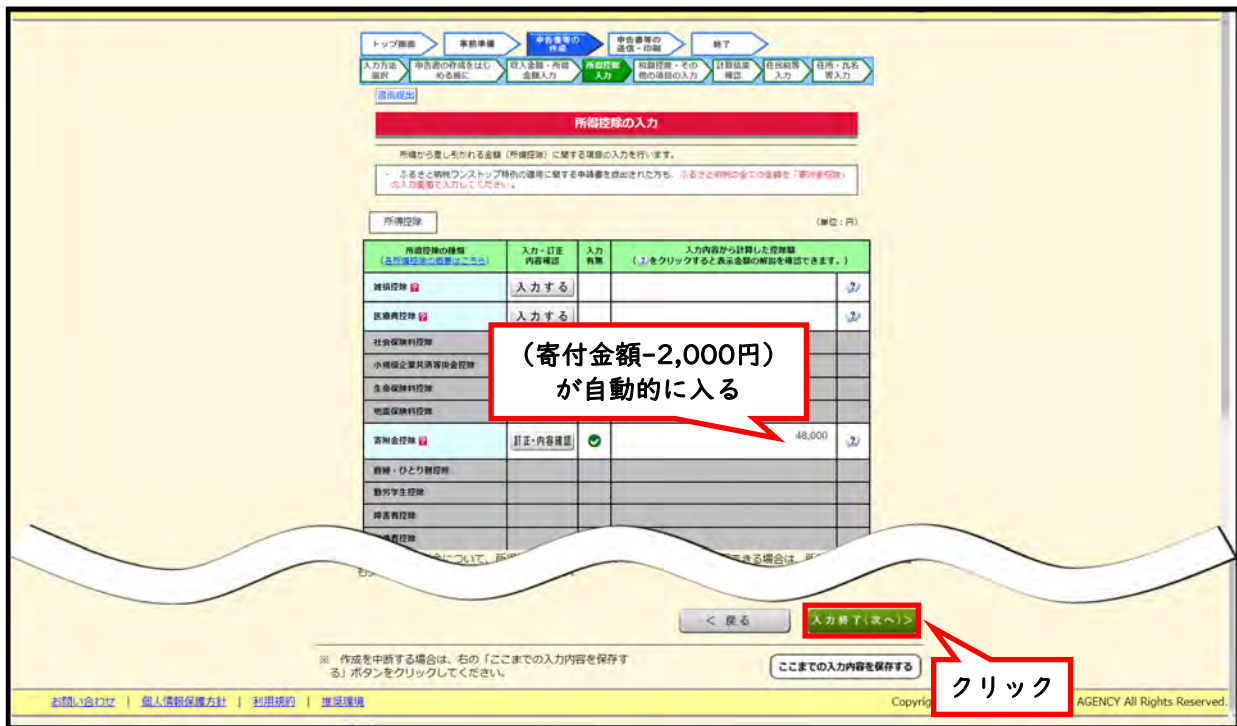
寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類(詳細)	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
令和5年12月5日	寄附金控除に該当する寄附金(その他) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000円	東京都上野区今出川 丸丸交差点601番地 学校法人同志社	訂正 削除



③ 所得控除対象額が表示されます。「次へ進む」へ



④ 寄附金控除欄に所得控除対象額が表示されます。「入力終了 (次へ)」へ



⑤ 「入力終了（次へ）」へ

トップ画面 → 事前準備 → **申告書等の作成** → 申告書等の送信・印刷 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → **税額控除・その他の項目の入力** → 計算結果確認 → 住民税等入力 → 住所・氏名等入力

画面抽出

### 税額控除・その他の項目の入力

(単位：円)

税額控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	入力する		2)
政庁等高附金等特別控除	入力する		2)
住宅耐震改修特別控除			2)
住宅特定改修特別税額控除	入力する		2)

入力できない控除等... クリックしてください。

< 戻る    **入力終了(次へ)>**    ここまでの入力内容を保存する

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 検索環境

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

⑥ 「入力終了（次へ）」へ

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → **終了**

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → 税額控除・その他の項目の入力 → **計算結果確認** → 住民税等入力 → 住所・氏名等入力

画面抽出

### 計算結果確認

還付される金額は、**2,439 円** です。

- これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確認をお願いします。
- 退職所得のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。未入力の場合は、「収入金額・所得金額を修正する」ボタンをクリックして入力してください。
- 次に進むには、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等				税金の計算 (税額控除等)			
事業	営業等	区分	(ア)	課税される所得金額 ((12)-(29))又は第三表	(30)		
	農業	区分	(イ)	上の(30)に対する税額又は第三表(93)	(31)		
不動産	区分1	区分2	(ウ)	配当控除	(32)		
				投資税額等控除	(33)		
配当		区分	(エ)	(特定増改築等)住宅借入金等	(34)		

※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書書類台紙には「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書」を他の提出書類と一緒に添付してください。



【見本】以下書類には入力した情報が自動的に反映されます

申告書第一表

令和 〇 年 〇 月 〇 日		令和 〇 5 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書		FA2202																																											
納税地	〒 602-0893	個人番号 (マイナンバー)	00 0000000000	生年月日	3 00 00 00																																										
現在の住所 又は 居所 事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入		フリガナ	ドウジョ ハナコ																																											
氏名	同女 花子																																														
令和 4 年 1 月 1 日の住所	同上																																														
種類	075 - 251 - XXXX																																														
収入金額等	<table border="1"> <tr><td>事業等</td><td>ア</td><td></td></tr> <tr><td>農業</td><td>イ</td><td></td></tr> <tr><td>不動産</td><td>ウ</td><td></td></tr> <tr><td>配当</td><td>エ</td><td></td></tr> <tr><td>給与</td><td>オ</td><td></td></tr> <tr><td>公的年金等</td><td>カ</td><td></td></tr> <tr><td>雑業務</td><td>キ</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>ク</td><td></td></tr> <tr><td>総合課税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>短期</td><td>ケ</td><td></td></tr> <tr><td>長期</td><td>コ</td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td>サ</td><td></td></tr> </table>					事業等	ア		農業	イ		不動産	ウ		配当	エ		給与	オ		公的年金等	カ		雑業務	キ		その他	ク		総合課税			短期	ケ		長期	コ		一時	サ							
事業等	ア																																														
農業	イ																																														
不動産	ウ																																														
配当	エ																																														
給与	オ																																														
公的年金等	カ																																														
雑業務	キ																																														
その他	ク																																														
総合課税																																															
短期	ケ																																														
長期	コ																																														
一時	サ																																														
所得金額等	<table border="1"> <tr><td>事業等</td><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>農業</td><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>不動産</td><td>③</td><td></td></tr> <tr><td>利子</td><td>④</td><td></td></tr> <tr><td>配当</td><td>⑤</td><td></td></tr> <tr><td>給与</td><td>⑥</td><td></td></tr> <tr><td>公的年金等</td><td>⑦</td><td></td></tr> <tr><td>雑業務</td><td>⑧</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>⑨</td><td></td></tr> <tr><td>①から⑨までの計</td><td>⑩</td><td></td></tr> <tr><td>総合課税・一時</td><td>⑪</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>⑫</td><td></td></tr> </table>					事業等	①		農業	②		不動産	③		利子	④		配当	⑤		給与	⑥		公的年金等	⑦		雑業務	⑧		その他	⑨		①から⑨までの計	⑩		総合課税・一時	⑪		合計	⑫							
事業等	①																																														
農業	②																																														
不動産	③																																														
利子	④																																														
配当	⑤																																														
給与	⑥																																														
公的年金等	⑦																																														
雑業務	⑧																																														
その他	⑨																																														
①から⑨までの計	⑩																																														
総合課税・一時	⑪																																														
合計	⑫																																														
所得から差し引かれる金額	<table border="1"> <tr><td>社会保険料控除</td><td>⑬</td><td></td></tr> <tr><td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>⑭</td><td></td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>⑮</td><td></td></tr> <tr><td>地震保険料控除</td><td>⑯</td><td></td></tr> <tr><td>寡婦、ひとり親控除</td><td>⑰</td><td>0000</td></tr> <tr><td>勤労学生、障害者控除</td><td>⑱</td><td>0000</td></tr> <tr><td>配偶者控除</td><td>⑲</td><td>0000</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>㉓</td><td>0000</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>㉔</td><td>0000</td></tr> <tr><td>⑬から㉔までの計</td><td>㉕</td><td></td></tr> <tr><td>雑損控除</td><td>㉖</td><td></td></tr> <tr><td>医療費控除</td><td>㉗</td><td></td></tr> <tr><td>寄附金控除</td><td>㉘</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>㉙</td><td></td></tr> </table>					社会保険料控除	⑬		小規模企業共済等掛金控除	⑭		生命保険料控除	⑮		地震保険料控除	⑯		寡婦、ひとり親控除	⑰	0000	勤労学生、障害者控除	⑱	0000	配偶者控除	⑲	0000	扶養控除	㉓	0000	基礎控除	㉔	0000	⑬から㉔までの計	㉕		雑損控除	㉖		医療費控除	㉗		寄附金控除	㉘		合計	㉙	
社会保険料控除	⑬																																														
小規模企業共済等掛金控除	⑭																																														
生命保険料控除	⑮																																														
地震保険料控除	⑯																																														
寡婦、ひとり親控除	⑰	0000																																													
勤労学生、障害者控除	⑱	0000																																													
配偶者控除	⑲	0000																																													
扶養控除	㉓	0000																																													
基礎控除	㉔	0000																																													
⑬から㉔までの計	㉕																																														
雑損控除	㉖																																														
医療費控除	㉗																																														
寄附金控除	㉘																																														
合計	㉙																																														
税金の計算	<table border="1"> <tr><td>課税される所得金額 (12-13) 又は第3表上の⑫に対する税額 又は第3表の⑬</td><td>㉚</td><td>000</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>㉛</td><td></td></tr> <tr><td>政令等寄附金等特別控除</td><td>㉜</td><td></td></tr> <tr><td>住宅耐震改修特別控除等</td><td>㉝</td><td></td></tr> <tr><td>災害減免額</td><td>㉞</td><td></td></tr> <tr><td>復興特別所得税額 (㉚×2.1%)</td><td>㉟</td><td>00</td></tr> <tr><td>源泉徴収税額</td><td>㊱</td><td></td></tr> <tr><td>申告納税額 (㉟-㊱-㉚)</td><td>㊲</td><td></td></tr> <tr><td>第3期分納める税金の税額 (㊲-㉚)</td><td>㊳</td><td>00</td></tr> <tr><td>修正申告</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>修正前の第3期分の税額 (戻付の場合は⑬に⑬を記載)</td><td>㊴</td><td></td></tr> <tr><td>第3期分の税額の増加額</td><td>㊵</td><td>00</td></tr> </table>					課税される所得金額 (12-13) 又は第3表上の⑫に対する税額 又は第3表の⑬	㉚	000	配当控除	㉛		政令等寄附金等特別控除	㉜		住宅耐震改修特別控除等	㉝		災害減免額	㉞		復興特別所得税額 (㉚×2.1%)	㉟	00	源泉徴収税額	㊱		申告納税額 (㉟-㊱-㉚)	㊲		第3期分納める税金の税額 (㊲-㉚)	㊳	00	修正申告			修正前の第3期分の税額 (戻付の場合は⑬に⑬を記載)	㊴		第3期分の税額の増加額	㊵	00						
課税される所得金額 (12-13) 又は第3表上の⑫に対する税額 又は第3表の⑬	㉚	000																																													
配当控除	㉛																																														
政令等寄附金等特別控除	㉜																																														
住宅耐震改修特別控除等	㉝																																														
災害減免額	㉞																																														
復興特別所得税額 (㉚×2.1%)	㉟	00																																													
源泉徴収税額	㊱																																														
申告納税額 (㉟-㊱-㉚)	㊲																																														
第3期分納める税金の税額 (㊲-㉚)	㊳	00																																													
修正申告																																															
修正前の第3期分の税額 (戻付の場合は⑬に⑬を記載)	㊴																																														
第3期分の税額の増加額	㊵	00																																													
その他の	<table border="1"> <tr><td>公的年金等以外の合計所得金額</td><td>㊶</td><td></td></tr> <tr><td>配偶者の合計所得金額</td><td>㊷</td><td></td></tr> <tr><td>青色申告特別控除額</td><td>㊸</td><td></td></tr> <tr><td>雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額</td><td>㊹</td><td></td></tr> <tr><td>未納付の源泉徴収税額</td><td>㊺</td><td></td></tr> <tr><td>本年分で差し引く繰越損失額</td><td>㊻</td><td></td></tr> <tr><td>平均課税対象金額</td><td>㊼</td><td></td></tr> <tr><td>変動臨時所得金額</td><td>㊽</td><td></td></tr> <tr><td>申告期間までに納付する金額</td><td>㊾</td><td>00</td></tr> <tr><td>延納額出額</td><td>㊿</td><td>000</td></tr> </table>					公的年金等以外の合計所得金額	㊶		配偶者の合計所得金額	㊷		青色申告特別控除額	㊸		雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊹		未納付の源泉徴収税額	㊺		本年分で差し引く繰越損失額	㊻		平均課税対象金額	㊼		変動臨時所得金額	㊽		申告期間までに納付する金額	㊾	00	延納額出額	㊿	000												
公的年金等以外の合計所得金額	㊶																																														
配偶者の合計所得金額	㊷																																														
青色申告特別控除額	㊸																																														
雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊹																																														
未納付の源泉徴収税額	㊺																																														
本年分で差し引く繰越損失額	㊻																																														
平均課税対象金額	㊼																																														
変動臨時所得金額	㊽																																														
申告期間までに納付する金額	㊾	00																																													
延納額出額	㊿	000																																													
整理欄	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td><td>G</td><td>H</td><td>I</td><td>J</td><td>K</td></tr> <tr><td>整理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>					区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	整理																													
区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K																																				
整理																																															

第一表 (令和四年分以降用)

⑳・㉛・㉜・㉝又は㉞の記入をお忘れなく。



【見本】申告書 第二表

令和 05 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

整理番号

FA2302

住所 京都市上京区今出川通寺町西入  
 氏名 ドウジョ ハナコ  
 同女 花子

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬ 社会保険料控除	⑬ 社会保険料控除	円	円
	⑮ 生命保険料控除	円	円
	⑯ 地震保険料	円	円
	⑰ 旧長期損害保険料		
	⑱ 介護医療保険料		

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の[名称]及び[法人番号又は所在地]等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
⑳ 源泉徴収税額の合計額				円

○ 総合課税の課税所得、一時所得に関する事項 (㉑)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

本人に関する事項 (㉒)  死亡  生死不明  離婚  未婚

○ 雑損控除に関する事項 (㉓)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 寄附金控除に関する事項 (㉔)

寄附先の名称等	寄附金
	円

特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (㉕～㉗)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	昭大 昭平			対象	対象
			昭大 昭幸			対象	対象
			昭大 昭幸			対象	対象
			昭大 昭幸			対象	対象
			昭大 昭幸			対象	対象

○ 事業専従者に関する事項 (㉘)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			昭大 昭幸		
			昭大 昭幸		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	新設市町村への寄附	共同基金、日市その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

課税所得のある配偶者・親族の氏名

氏名	個人番号	続柄	生年月日	課税所得(控除)額	障害者	その他
			昭大 昭幸			

○ 事業税

非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち親族の者の氏名・住所

氏名	住所

整理番号

税理士署名・電話番号 ( )

第二表 (令和四年分以降適用) ○第二表は、第一表と二欄に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を申告書に添付しなければならぬ書類は添付書類台紙などに貼ってください。

# 【見本】公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書

## 公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書 (令和4年分以降用)

( 5 年分 )

氏 名 同女 花子

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄付金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄付金」といいます。）があり、その寄付金について公益社団法人等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄付金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄付金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄付金特別控除のほか、認定NPO法人等寄付金特別控除又は政党等寄付金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄付金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

### 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄付金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄付金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄付金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・ 退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の総の金額を転記してください。

### 2 公益社団法人等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ⑦	⑧	(赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数四捨五入)	
年分の所得税の額	⑩		
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数四捨五入)	
公益社団法人等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫		

申告書第一表の⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金等特別控除（⑩～⑫欄）に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄付金特別控除又は政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄付金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄付金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



【見本】添付書類台紙（表）

5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

現在の住所又は居所事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入	フリガナ	ドウジョ ハナコ
		氏名	同女 花子

① のりしろ


### 本人確認書類 (写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が


◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類	+	Ⅱ 身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード (現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。)</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>	+	<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・公的医療保険の被保険者証 (写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。)</li> <li>・パスポート</li> <li>・在留カード</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

本人確認書類、  
その他必要な書類が  
ございましたら  
貼付してください

e-Taxで送信すれば書類の添付が不要になります！



e-Tax



寄附金領収証及び寄附金控除に係る証明書を裏面に貼付してください。

寄付金領収書及び寄付金控除に係る証明書を添付してください

【寄附金領収証見本】

領収証番号 2-23-

**寄付金領収証**

様 2023年 月 日

寄付金額 金 円

上記のとおり 寄付金 を受領しました。 学校法人  
同志社

- 「寄付金領収証」並びに「税額控除及び特定公益増進法人の証明書の写し」は、確定申告時まで大切に保管し、確定申告の際には、双方を所轄税務署にご提出ください。
- この「寄付金領収証」は黒色の電子公印を使用しています。

【寄附金控除に関する見本】

**「所得控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。」**

上記の法人は、所得控除制度を利用するに当たって、寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。

**「税額控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。」**

寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。

1. 寄附金領収証は、寄附金控除を受けるための必要書類です。寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。

2. 寄附金領収証は、寄附金控除を受けるための必要書類です。寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。

3. 寄附金領収証は、寄附金控除を受けるための必要書類です。寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。

4. 寄附金領収証は、寄附金控除を受けるための必要書類です。寄附金領収証を添付する必要がある。この場合、寄附金領収証を添付する必要がある。